

平成29年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年2月27日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年3月21日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	閉会	平成29年3月21日 午前11時22分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	健康づくり課長	諸井 和広
	副市長	中島 庸二	子育て支援課長	
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	大島 洋二郎
	総務企画部長	池田 英信	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長 市民協働推進課長兼務	中野 哲也	農林課長	横田 泰次
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	井上 元昭
	教育部長	堤 一男	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	辻 明弘	環境水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	教育総務課長	
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

平成29年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年3月21日（火）

本会議第8日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について
- 日程第2 討論・採決
- 議案第2号 嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 議案第3号 嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例について
- 議案第4号 嬉野市立地適正化計画策定委員会条例について
- 議案第5号 嬉野市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第6号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第14号 平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第15号 平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成28年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成28年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）
- 発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について

- 議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算
- 議案第22号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第25号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第26号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計予算
- 議案第27号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第28号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第29号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第30号 平成29年度嬉野市水道事業会計予算
- 議案第31号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第32号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案派遣について
- 日程第4 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。いよいよ3月定例会も本日が最後でございます。最後までよろしく申し上げます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

初めに、地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定に基づき修正の動議をいたします。

3月15日、山口政人議員外1名から発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案が提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案についてを議題とし、ただいまから審議を行います。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者山口政人議員。

○10番（山口政人君）

皆さんおはようございます。

発議第1号

議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出をする。

平成29年3月15日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者 嬉野市議会議員 山口 政人

賛成者 嬉野市議会議員 増田 朝子

理由といたしまして、議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算の一部を修正する必要があるためです。

詳細につきまして説明をいたします。

大草野防災広場整備事業の用地買収予算についてであります。

この事業の問題点は2点あると思います。まず第1点目、防災事業で災害時の廃材を一時仮置きする場所を小学校区ごとに整備をするというその第1弾が大草野である。しかも地元要望であるという。いつこういった事業をすると説明があったのか、こういった事業をする場合は、市全体の区長会等を開催して、今後こういった事業をするので場所の選定をお願いするなりの説明会をすべきである。

今回の事業は、用地買収のみだが、今後整備をするわけで、あとの維持管理は地元がするという。これもおかしな話である。なぜ地元がしなければいけないのか。4,500平米の広さを管理できるのか。とても理解できません。市が実施をする事業は維持管理も市がすべきである。この広場を災害時の廃材を一時仮置き場にするというが、この地区の近くに西部公園という広い広場がある。ここで十分ではないでしょうか。

もう一点は、この地区は今まで地元から運動広場の整備要望があってございました。今回の件は、運動広場を整備するのが目的であると思えません。そうだとしたら、今まで地元から要望があっていたのになぜもっと早くできなかったのか、なぜ今なのか。そして、塩田町時代は、地区の農村公園兼運動広場を整備してほしいと要望があったときには、土地は町に無償提供、工事は町がして、あとの維持管理は地元がするようになっておりました。

今まで塩田町で整備してきた農村公園兼運動広場の無償提供土地代を有償にしてくれと言われたらどうするのか、これとの整合性をどうするのか。

今回の事業は、本来は運動広場の整備ではないかと思うが、なぜ防災に関する事業にする

必要があったのか、不自然な予算措置である。

以上のような理由で予算を修正したいが、こういった事業をするときには、今申したようなことを整理した上で予算を計上すべきである。

次に、予算の修正案ですが、歳出では、消防費の災害対策費で、大草野防災広場事業関係1,249万7,000円を減額し、その分を予備費に回す。歳入では、合併特例債1,180万円を減額して財政調整基金から繰り入れをする。こういった修正案です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について質疑を行います。

質疑ありませんか。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

執行部のほうによろしいですか、1件で。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○7番（山口忠孝君）続

この防災広場の場所ですよね、川の向こう側になっております。この場所が私は一番気になるところでございます。災害があった場合に、あの川を渡っていく防災広場の機能が川のそばでもあり、そのところが一番難点ではないかなと私は思っております。もっと別の場所がなかったものか、どうしてあそこの川向こうの場所に設定されたのか、その辺のところは執行部のほうはどのような内容で今回設定されたのか、その分の説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

川のそばということは認識しております。ただ、最近の状況等を見ますと、その越水をするとかいうような状況にないというようなところは、最近の状況は皆様も御存じのことだと思っております。

今回、一番の仮置き場というようなことで計画をしましたのは、熊本地震、これが大きいということで認識をいたしております。ということで、当然その川を越水をしたりとかいうようなときには、あの場所は適地ではないかなと思っております。

今回の分は、あくまでも熊本地震を受けたところでの場所を選定したというところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

もう一点執行部のほうにお伺いいたします。

先ほど提案者のほうからも御指摘がありましたように、どうしてこの地区だけを、全体的な計画を提示する前に今回この大草野地区のみにこういう提案があったということに関しては、私もどちらかといったら不可解なところがございます。その辺のところはどのように説明されるのか、よろしくお願いたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

議案質疑の際にも御説明をいたしておりましたが、大草野地区から多目的広場の要望があったということは議員の皆様方も御存じのことだと思っております。私もそういった要望があったということは認識をいたしております。

ただ、今回の一時仮置き場につきましては、地域防災計画の中でも用地を早急に確保するというようなことも記述をいたしております。そういった中で、全体の計画を当初につくっていくということには、まだ時間が必要だろうと思っております。というのは、防災計画の中で災害廃棄物のそういう計画等もつくっていくということになっておりますので、それにはまだ時間が幾らかかかると考えております。

それで、今回こういった要望があったというところも一つではございますけど、やはり早急にこの仮置き場を整備したいということで合致したものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

今、御答弁の中に、災害の時間がかかるということで、多分全体的な計画を立てていくにはまだ時間をかけなければならないということも私も承知しております。

それともう一つは、広さが本当に瓦れきの中間の置き場になるでしょうけど、そんな中途半端な広さじゃないかと、あれくらいではとてもそういうあれを満たさないんじゃないかなと思うんですけどね、その辺のところはどのように考えておられますか。面積ですよ、あれでは瓦れきのちょっとぐらいしか置かれないですよ。私はそう思いますけど、その辺のところはどのように考えましょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、この用地の広さ等を決める際に、熊本地震の調査団に加わっておられます方の意見を、先生の意見をお聞きいたしております。その中で、熊本地震並みの震度等があった場合に、影響を受けるであろう大草野地区の状況を把握していただいて、それがどれぐらいの広さが必要かというところで算出をいただいたものがあります。その中で、今回の四千幾らと言いなながらも実質使えるのはもっとそれより若干狭くなるものと考えております。通路とか、こういった確保も必要でございますので、そういった中で、これを一時仮置き場としていっているところということで、一旦置いて、それをずっと搬出をしていくと、随時搬出をしていくということになりますので、大草野地区から廃棄物が出た分についての処理は3回程度で入れかわりができるということで、この用地で十分ということで先生のほうから資料をいただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、質問をいたしますけれど、私も執行部のほうに確認という形で質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど提出者からは、いわゆる2点のことについて疑問点というか、そういった提出をされたわけですね。そういう中で、まず提出者に対して質問いたしますけど、このいわゆる災害が発生したときの仮置き場、いわゆる瓦れきの仮置き場という機能は、市として必要だというふうに認識はしておられますか。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

もちろん仮置き場は必要だというふうに認識をしております。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これ、当然必要だというふうに私も認識をするわけですね。ただ、その中での持っていき方といいますか、その点に対して疑問点があるというふうな今回の修正案の発議だというふうに認識をするわけですが、そういう中で、先ほどおっしゃられましたけど、維持管理、これについて執行部に対して確認をしたいというふうに思います。

当然、市の施設ということで、市で維持管理はしなければいけないと、ただ、運動公園として地域の方が、公園と言ったらあれですけど、いわゆる地域の方の広場として、運動広場として利用をされるということで、そういうふうにご利用していただくというか、やっていいですよというふうな中での今回の広場なんですね。災害広場という災害がつくわけですよ。当然市は、これ確認です。災害が発生したときに一時仮置き場としての機能だけできるような維持は持っていくと。運動ができるような広場としては、維持管理は地域の方へお願いをしていくと。今後嬉野市内、こういった箇所が市の防災計画第13項、災害復旧・復興への備え。市は、大量の災害により生じた廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域応援体制等の確立及び十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図ると、これは大規模なところですよ。その後に、ちゃんと書いてはあります。仮置き場を随時というか、備えていく。そういうことで、今後つくられる仮置き場に関しても、このような姿勢でいかれると認識しておいていいですね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

確かに、広場というか、防災広場を地元の皆さん方に全部というわけにはいかないだろうと思っております。ある程度そういった防災の訓練とか、広場として利用される分については、その分はやはり一定の維持管理はお願いをしたいと考えております。

全体的なところで見ますと、やはりフェンス等を設けて人が入らないようにとか、そういったところはしていくべきだろうと思っております。その周辺部、特に周辺部あたりは草とか生えてくる部分もあろうかと思っておりますので、そういった分の管理については、やはり一部は市のほうで行うべきかと考えております。

それと、この防災計画の中でもありますので、やはり順次整備をしていくというような考えは持っております。ただ、全体でいつまでにか、こういった面積をとるところまでの詳細の計画はまだ用意ができておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

提出者に対して質問いたします。

今のような見解でいけば、私、農村公園と今回の防災広場の意義というか、今後の持っていき方というのは全然違うと思うんですよね。その点に対して、どういうふうに提出者は思われますか。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

今、提案理由の中でも申しましたように、やはりこういった市の方針、事業の方針をやるときには、市内の全体の区長会あたりを開催して、そしてきちんとした説明をするべきであるというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういうことですが、そういうこととわかるんですが、結局は、これ非常にタイミングが、市長等の話でいきますと、市が考えている災害広場を持っていく、そういう中で地域の方との話し合いというか、うまくマッチングしたから今回大草野地区にこういうふうな災害広場をつくれますよということだったというふうに思います。

今後は、当然そういった形で執行部としては各コミュニティ、あるいは区長さん等との話し合いの中でこういうふうに話をして持っていかれるというふうに認識をしておいてよろしいですね。それだけです。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

今後もこの進め方といたしましては、計画等も策定をしていながら早目の取得を目指していきたいと思っておりますので、それに当たっては、関係団体との事前の打ち合わせ等を十分行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚典子議員。

○11番（芦塚典子君）

2点だけお伺いいたします。執行部に2点お伺いいたします。

この大草野の広場としては、議員とかたろう会とかでも意見がありまして、長年来の要望であるというように認識しておりました。その時点では、学校のそばの空き地を広場にするということで、被災した場合、学校との連携で活用できるということを認識しておりました。今回、ちょっと山際のほうに移ったのですが、そこに今選定された理由を1点、そして、今回の場所を防災広場とするには接続道路が狭いというのが一つと、堤防道路を通らなければならないということで、塩田は水害が多いので堤防道路は水を含んでおりますので軟弱です。大型車両、危険車両が通る場合は堤防道路も強化されるのか、それともう一つ、橋を通らなければならないという、災害に橋が一番弱いのです。橋を強化するという、そういうところまで整備を考えられておられるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、まず多目的広場の時点では、恐らく学校用地の近くということで地元の方も考えておられたのではないかと考えております。ただ、今回の防災広場につきましては、一時仮置き場ということで予定しておりますので、そういった点で申し上げますと、やはり学校周辺よりかは周辺部に当たるところですね、こういったところを選定したほうがよいのではないかと考えております。

それと、こういった道路が狭いとかいうところがございますけど、今回の道路、災害廃棄物の搬出搬入等については、大きなトラック10トンとか、こういったのでということとは考えておりません。2トンとか4トンとか、こういったまでの車で搬入搬出、軽トラック等も含まれますけど、こういったところでの搬入搬出を想定いたしております。

ということで、今現在では堤防道路の強化とか橋の強化とかいうことは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

提出者にお尋ねをしたいと思います。

今、要点1、要点2ということで提案の説明をされました。しかしながら、今御説明を聞く中においては、要点1と要点2、何かニュアンス的に非常に違うというふうに私は認識をいたしました。リンクをしていない分がある。まず要点1の分については、先ほど来説明があつて大体理解をできましたけれども、要点2の部分ですよね。そこにおいて、提案者は、

以前において、農村公園は無償提供されたと、今回有償提供になった、今後についてはどうするのかと。それは私は行政に携わられた方としては、これはちょっとおかしいんじゃないかと、こういう発言が出るのはおかしいんじゃないかという気がいたします。と申しますのは、あくまでも今までであったことはあったことで、これからこういう形で進めていくということになると、それは過去のことになってくるわけですね。それを全部掘り返していくということになってくると、他の事業においても、そういうことが類する。そこら辺のところについてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

今回の事業は、あくまでも地元の要望であったと、いわゆる運動広場ですね。そうとしか私は思っておりません。であるならば、今まで運動広場兼農村公園を無償提供で、土地代も無償提供でやってきた。じゃ、その無償提供の地区の方が我々も有償にしてくれと言われたときにはどうするのか、その整合性をどうするのかということなんです。

今回の事業は、いわゆる運動広場をつくるための事業ではないかと、執行部の答弁を聞いていてもそうとしか私は思っておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そういうことになってくると、それぞれ捉え方の問題だというふうに私は思います。

執行部にお尋ねをしたいと思いますけれども、先般の質疑の中で、梶原議員の質問に対して、地区の要望と、そして執行部の考え方が合致をしたというふうなところでの答弁をされておりました。そこら辺のところを再度御説明をいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました大草野地区からの多目的広場の要望等については、要望が上がっていたということは議員の皆さん、それと執行部も、皆さん御承知のとおりだと思っております。

そういった中で今回の熊本地震が発生をいたしまして、一時仮置き場等を含むこういった防災用地を確保するのが先ということになってきたところでございます。

そういった中で、大草野地区からのそういった要望もあったというところは存じ上げなが

ら、防災用地としてどこかできないかというようなところを検討したところで合致をしたところになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、総務課長から答弁がありましたけれども、結局その中で、提案者のおっしゃることも十二分に理解できるわけなんですけれども、そしたら、そこら辺の中で今後の進め方としてこういうふうやっていこう、そして、そこに地元の要望があった。それがうまくマッチングをしたということについて、それはもう全然その執行部の考え方というものは抜きにして、これは完全に農村公園であるというふうに提案者としては理解されているんですか。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

ちょっと理解できませんけど、もう一遍いいですか。

○議長（田口好秋君）

どうぞ。山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう災害用地ということに完全にもう執行部のほうは、要するに地区の要望があって、そのことでちょうどたまたま執行部としては災害用地というものを考えていたと、熊本地震を踏まえて考えていたと。執行部の考え方としてはそういうことですよ。それがうまくマッチングをしたと。ミスマッチじゃなくしてマッチングをしたということですよ。提案者においては、それは全く切り離して考えるべきだと、防災ということはもう抜きにして、とりあえず農村公園ということだけの考え方でおられるわけですかね。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

これは、いわゆるこういった事業をする場合は、やはり全体の説明会あたりを各地区にするべきなんですよ。と私は思っております。やはり1番目に提案理由を言いましたけど、やはりこれはあくまでも地元の要望であって、全然こういった事業にのっかるといっても後の話であります。というふうに私は理解をしております。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そこら辺のところになると、それはもう見解の相違としか言いようがありません。だから、執行部の見解と提案者の見解、そこら辺のところがかみ合わなくなっているところであるというふうには私は思っているわけなんです。

そういうことになってくると、もうあくまでも提案者においては、農村公園という形で捉えて、そういうことを捉えて、そして、先ほど申されたような要点2のことにつながってきているわけですね。だから、そこら辺になると、1と2の分が、冒頭申し上げましたように、提案理由としてはまさに私はもうかみ合わない部分があるというふうにはしか言いようがありませんけれども。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

私はそう思いません。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで発議第1号の質疑を終わります。

日程第2．討論・採決を行います。

議案第2号 嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第2号 嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第3号 嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 嬉野市立地適正化計画策定委員会条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第4号 嬉野市立地適正化計画策定委員会条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 嬉野市部設置条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第5号 嬉野市部設置条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第6号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決をします。

議案第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第7号 嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決をします。

議案第8号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第8号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決をします。

議案第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第9号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 嬉野市税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第10号 嬉野市税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第11号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第12号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

ます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第13号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第14号 平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第15号 平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第16号 平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第17号 平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成28年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第18号 平成28年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第19号 平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成28年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第20号 平成28年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

次に、発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について討論を行います。

まず、山口政人議員外1名から提出されました修正案、発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について討論を行います。討論ありませんか。辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

おはようございます。それでは、今回の修正案に対して反対の立場で討論を行います。

我々の住むこの日本は、過去の歴史を振り返ると大規模な地震が定期的に発生をしております。また、火山列島と言われるように、日本各地にある火山も定期的に噴火を行い、人々の生活を脅かし、さらに近年においては、地球温暖化による気象災害が多発している状況にあります。記憶に新しいものだけでも、阪神・淡路大震災、東日本大震災、地震が少ないと言われてきた九州で昨年発生した熊本・大分地震、そして初めて知った雲仙普賢岳の火砕流の恐怖、全島避難の三宅島、たびたび悩ませる大型台風や近年顕著になったゲリラ豪雨など、まさに日本列島は災害列島と言っても過言ではありません。

このような災害を未然に防ぐことはできませんが、それでも我々日本人は立ち上がってきました。そのため重要になってくるのが早期の復旧・復興であり、仮設住宅用地や今回の案件である災害瓦れき仮置き場などの準備がその第一歩であります。

今回の案件につきましては、用地取得の経緯について疑問もありましたが、立地や広さ、また道路や機能性について専門家のお墨つきを得ており、整備後の管理を考慮した場合、地元が利用し地元が管理する考えであるならば、長期間行政で管理するよりも財政負担軽減につながることになり、合理的であることを理解できます。今後、小学校校区ごとに準備を進めていくことになっていきますが、その場合においても、地元活用という同じ手法での整備がスピードアップにつながるのではないかとというふうに考えております。

私は、かねてより早期整備について発言してきました。なぜならば、災害は今発生するかもわからないからであります。市民の安心・安全、復旧・復興の礎になるように早期整備を望み、修正案に反対をいたします。

○議長（田口好秋君）

次に、この修正案に賛成の方の討論ありませんか。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

私は、議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算の大草野防災広場整備事業の修正案に賛成の立場で討論いたします。

今回のこの事業について、以下の3点の理由で修正案に賛成いたします。

1点目、計画性が見られない。

事業の目的として、災害発生時の災害廃棄物一時仮置き場とあります。市長の答弁では、小学校区ごとに災害廃棄物一時仮置き場を確保するとありました。そうであるならば、市民に対して囑託員の会合などで計画の説明を先にすべきと思います。

市の財政を見てみても厳しくなっています。これからうれしの茶交流館、嬉野市総合体育館（仮称）、嬉野市民センター（仮称）の建設が控えております。今回の予算でも1,249万7,000円の計上、このままでは起債がふえ、家庭でいえば借金がふえます。防災に関しては、災害廃棄物仮置き場だけでなく、これからいざというときのためにあらゆることを想定して民間と提携を結ぶ方法を考慮し、もっと計画的にすべきと思います。

2点目、優先順位を考えるべきであります。

事業の目的の災害発生時の災害廃棄物一時仮置き場は、災害の防災としての必要性と理解はいたします。しかし、優先順位としてこの事業より先にやるべきことがあると考えます。それは先日の一般質問でも述べましたが、アバンセで開催されましたインフラ老朽化を考えるシンポジウムで、熊本地震で災害対策本部はとても重要な場所ですが、宇土市、八代市、人吉市、天草市、益城町、大津町の6自治体が機能不全でした。526カ所の避難所も71カ所が使用不可でした。毛利氏は、優先順位を見直して準備が大切との発言もされました。

本市においてはどうでしょう。今やっとな嬉野庁舎の耐震診断の予算がつきました。診断の結果を待ち改修工事をするのか、建てかえをするのか、また、本市における避難所全てが使用可と自信を持って言えるのでしょうか。確認はできているのでしょうか。また、災害が起こった際に道路や橋梁などのインフラの老朽化で被害を受けたなら、被災者に救援物資は届きません。

このように、前段で申しましたように、災害廃棄物一時仮置き場の必要性も理解いたしましけれども、いま一度災害に対しての優先順位を考えるべきと思います。

3点目、目的が曖昧である。

目的に大野原地区防災広場整備とあります。（「大草野」と呼ぶ者あり）すみません、失礼いたしました。大草野地区防災広場整備とありますが、総務常任委員会の中で市長の説明の中でも、以前より地元から広場の要望等あっていて、今回の防災広場を平時のコミュニ

ティ広場として活用するとの市長の説明がありました。

本来、防災広場とコミュニティ広場は別のものと考えます。コミュニティ広場とした場合、数人の地元住民に伺いましたが、コミュニティ広場としては遠くて利用しにくい。知らなかったけど、広場としては大草野小学校グラウンドでも十分じゃないかという御意見もありました。

よって、今回は災害廃棄物一時仮置き場なのか、大草野コミュニティ広場でありきなのか、どうして今なのか、理解しにくい面があります。目的が曖昧であります。

以上3点の理由で修正案に賛成いたします。

○議長（田口好秋君）

次に修正案に反対する立場の議員、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

私は、修正案に反対の立場で意見を申し上げます。

先ほど来、各議員も述べられていらっしゃるけれども、6年前の東北の大震災、そして、昨年の熊本・大分大地震後の現状、まだまだ復興への道半ばであります。この大災害で発生した大量の災害廃棄物の仮置き場、処分場不足が復旧の妨げになったことは十分認識をされていると考えます。

さらに、嬉野市においては、先ほど総務課長からも発表、お聞きのとおりでございますけれども、嬉野市地域防災計画第3・4編の第2章第2節12項に災害復旧・復興への備えの項がございます。簡単に述べますが、「大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める」、この旨をはっきりと明記してあります。各自治体もこの対策に目をつむることなく、災害は必ずやって来るという認識を持って準備をする必要があると考える。しかも、今初めてこういった災害廃棄物の仮置き場、処分場の設置というのが始まりました。市内でも今後小学校区ということでございますけれども、複数の処分場が今後必要になってまいります。

そういう意味で、今回の整備事業は災害に備える大事な事業と考えられます。よって、修正案には反対をいたします。

○議長（田口好秋君）

次に、この修正案に対して賛成者の方の討論をお願いします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

修正動議について賛成の立場で討論をいたします。

大草野防災広場整備事業は、災害発生時の災害廃棄物一時仮置き場として、また、平常時は災害訓練用として災害時に備える目的として用地の取得に係る費用が1,250万円で計上されております。

当初予算の質疑応答でもいただきましたけれども、ここで改めまして再度3点を上げまして

意見を申し上げます。

1点目は、事業目的の緊急時の防災に備えておくことについては十分理解をいたします。熊本県の震災につきましても、私ボランティアで行ってまいりまして、それを大いに感じておるわけであります。

その中で、地域の方の要望が以前からあっておることも承知をいたしております。そういった面で地域の運動広場の確保であることも理解をいたします。しかし、事業予算、また主要説明書にもこの運動広場は事業の目的に出てまいりませんし、私の議案質疑でも答弁はありませんでした。防災整備を事業の表といたしまして、運動広場を後づけで展開しようとするならば、目的外の使用として問題があるんじゃないかなろうかと懸念をいたします。

市長は、このような防災広場をコミュニティ単位でつくっていくと私の質問で答弁をなされました。これにつきましては、初めて聞くことであります。しかし、その大事さというのを十分わかりながらも、初めてお聞きしました。運動広場と防災広場は分けて対応すべきでありまして、防災広場につきましては、地震、水害など災害の状況に応じた対応が迫られてまいります。

当然、災害時の廃棄物一時仮置き場につきましても、災害の状況によって場所が違ってきます。塩田地区におきましては中央公園、久間地区にある北部公園、美野地区にあります西部公園など緊急時の災害廃棄物一時仮置き場としての指定は平常時から可能でありまして、既存の市所有地の施設を有効に活用することも含めましてコミュニティ単位とするならば市全体で、嬉野市全体として捉えながら場所の選定、また総合的な計画を協議すべきじゃないかと思っております。特に今回提案の場所につきましては、豪雨時の侵入口の式浪橋周辺は塩田川の増水で、市道につきましても通行ができない状況が現実的にもあっておる場所があります。

2点目につきましては、以前から地域の要望でありますこの運動広場について意見を申し上げます。

これにつきましても、十分必要性は私は理解いたします。しかし、今回のこの場所は、大草野地区におきましては一番川上のほうにありまして、それも山沿いの荒廃農地を4,423平米でありますので、4反4畝の929万円で、これを1反当たりで換算いたしますと206万円の購入が計上されておるわけであります。現地を確認いたしました。公共事業の土地購入につきましては、算定基準は一般の価格より高いと言われておりますけれども、現状からいたしましてびっくりするほど高価な金額であります。圃場整備された水田でも50万円から80万円と言われる状況である中で、貴重な市税を使つての今回の取得であります。これにつきましては、市民が納得し理解できる使い方であるのか、再度確認をいたしたいと思っております。

また、現地を見まして、既に山沿いからイノシシ等々が頻繁に出没していることが推測されます。道路を左右ワイヤーメッシュが張りめぐらされている状況であるわけであります。

維持管理につきまして、地域で管理すると執行部から答弁がありました。先ほどの質疑でもありましたけれども、そういったことからいたしまして、運動広場としての活用がこれからできるのか、特に運動広場につきましては、地域の方々が使える広場ではないといけないと思っています。高齢者から、また、小さなお子さんが安心して楽しめる広場となるか、万が一事故につながらないか心配であります。

最後3点目、地域の声をしっかりと反映すべきと思っております。

以前から地域の運動広場の要請があっております。今回は、その地域の意見もそれぞれ意見があるように感じております。地域の方々が将来も使っていく運動広場であるために、地域の住民の理解を得ながら、相当数の皆さん方からの御賛同をいただきながら、じっくり検討すべきではないかと思っております。

以上、3点をもちまして修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

○議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。芦塚典子議員。反対ですね、反対ですか。（「反対です。動議に反対です」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○11番（芦塚典子君）

私は、平成29年3月議会に提出されております平成29年度嬉野市予算において、消防費の目、災害対策費として大草野防災広場整備事業に対する修正案、発議第1号に反対の立場で討論いたします。

今回、平成29年度当初予算に計上されました大草野防災広場整備については、毎年開催されております議員とかたろう会で区民の広場整備についての要望の声が聞かれております。大草野地区の住民の長年来の所望された案件であると認識しております。当初の要望は、大草野小学校隣接区域で、小学校運動場との連携活用を考えられていると認識しておりましたので、災害時には小学校を避難場所として有効な活用が望まれると認識しておりました。

今回、大草野防災広場整備として公有財産購入地として上げられている場所の選定については、塩田川河川の近くであり、その場所への接続は、先ほど申しましたように、塩田川堤防を通る道路を通る堤防道路であります。また、災害時、あるいは災害後には河川の堤防道路は越水等のために水を含んでおり軟弱であり、大型車両及び緊急車両の往来には2次災害の危険が伴うと思われまます。さらに、接続道路は幅員が狭く、災害時及び災害後の大型車両通行には適さないと思われまます。また、この場所の近くには災害に弱い、いわゆる橋、橋梁ですね、いわゆる橋を通らないといけないという二重の危険を含む場所設定であると苦慮しております。

市民運動場並びに防災広場としての活用には、十分に市民の安全を考慮した整備が必要であり、このような点を考慮すれば、場所の選定には安全を第一に考えるという再考が必要であると考えております。

次に、防災という観点においては、近年の全国各地で起こる災害には時期や場所等を選ばず、いつ、いかなる場所においても災害が起こるものとして災害に対する備えは十分な対処が必要であると痛感しております。特に塩田地区は、歴史的な災害に見舞われており、災害に対する防備は必要であると思っております。一度災害が起こると人命はもちろん、災害後のじんかい処理、災害復旧工事、また、災害復旧拠点のありかなきかによって災害の早急な復旧が左右されます。

半世紀になりますけど、半世紀前の災害では6名の人命が失われております。人命救助並びにじんかい処理及び河川の復旧工事に、久留米及び大牟田の部隊から1,000人の自衛隊員が動員されております。数カ月動員されております。そのほかに、他市町の消防団、青年団1,239名、ほか多くの全国各地からの応援協力を受けて塩田の災害復旧工事がなされた経緯を経験しております。このときの応援部隊の災害活動拠点は、現在の塩田高校の校舎が建っているところで、当時は塩田公園の場所ですが、ここを拠点に災害復旧がなされました。

災害時の復旧並びに応援体制に許容できる施設並びに防災拠点を整備することは、今後の起こり得る比類なき災害に備える整備計画は必要であると判断し、今回の大草野防災整備事業は必要であり、修正案、発議第1号には反対といたします。

○議長（田口好秋君）

この修正案に賛成の立場の討論ありませんか。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案について採決します。

発議第1号を修正案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成少数であります。したがって、発議第1号 議案第21号平成29年度嬉野市一般会計予算に対する修正案については否決されました。

次に、議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算に対して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算について採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第21号 平成29年度嬉野市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第22号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第23号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第24号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計

予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第25号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第26号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第27号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第28号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第29号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成29年度嬉野市水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第30号 平成29年度嬉野市水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第31号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 嬉野市教育委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第32号 嬉野市教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣したいと思えます。また、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続について、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定いたしました。

日程第4. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回嬉野市議会定例会を閉会いたします。皆様どうも御苦労さまでございました。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 口 好 秋

署名議員 辻 浩 一

署名議員 山 口 忠 孝

署名議員 田 中 平一郎